

土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備(畑)」

**前回の技術小委員会における委員指摘事項及び
パブリックコメントにより提出された意見に対する対応方針(案)**

平成18年3月6日

パブリックコメントの経過等について

平成 17 年度第 2 回技術小委員会（平成 17 年 12 月 20 日）において、土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備（畑）」の改定案について調査・審議を行い、委員より 8 件の意見を頂いた。また、平成 18 年 1 月 4 日から平成 18 年 2 月 3 日の期間で一般国民から意見・情報の募集（パブリックコメント）を行い、33 件の意見が提出された。以下に、それぞれの意見に対する対応方針（案）を示す。

(1) 前回の技術小委員会における委員指摘事項とその対応方針 (案)

No.	指摘ページ等	指摘内容の要約	対応方針 (案)	備考				
	参考資料 - 1 p.3	現行基準の 1.2 基本理念が「ほ場整備の目的と意義」に変更になり、現行基準にあった農村環境の形成保全に資する旨の記載が削除されるなど、全体的に環境に関する記述が弱くなった感がある。	今回の改定においては、「事業の目的」と「計画策定に当たっての基本的考え方」が混在している現行の「基本理念」を、「ほ場整備の目的と意義」と「事業計画作成の基本」に分けて記載している。その上で、P.3 の「事業計画作成の基本」に、「地域の自然的・社会経済的な特性を十分考慮の上、基本構想を定め、環境との調和に配慮しつつ、総合的な観点から十分な検討を行わなければならない」旨記載している。また、「基準の運用」において、事業計画の作成に当たっては、農村環境の整備の観点も踏まえる必要があることや、事業計画作成上の留意点の一つとして「良好な農村環境の整備」を掲げている。 なお、現行基準においては、「農村の環境」を生産環境と生活環境のみの視点で捉えていたが、改定案では自然環境も含める形で整理しているところである。	【対応箇所の抜粋】基準本文 <table border="1" data-bbox="1585 343 2040 1402"> <thead> <tr> <th data-bbox="1585 343 1803 375">現行基準</th> <th data-bbox="1803 343 2040 375">改定 (案)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1585 375 1803 1402"> 第 1 章 総論 1.2 基本理念 事業は、地域開発の一環として農業生産及び農村環境の主たる構成要素をなすほ場条件を総合的に整備することにより、農業の生産性の向上を図るとともに、農村環境の保全に資するものであるから、計画は次の基本的考えに基づき樹立することが必要である。 (1) 該当地域において将来予測される営農の形態に適合し、土地及び労働生産性が高い効率的かつ合理的な営農を行い得るものであること。 (2) 農村の環境条件(生産環境及び生活環境)整備の一環として良好な農村環境の形成保全に資するものであること。 </td> <td data-bbox="1803 375 2040 1402"> 第 1 章 総論 1.2 ほ場整備の目的と意義 ほ場整備は、農地等の区画形質の変更を中心に、用水、排水、道路等のほ場条件を総合的に整備するとともに、担い手の育成に資するための農地の利用集積や非農用地を含む土地利用の秩序化を一体的に実施することによって、将来の営農形態に適合した農業機械の効率的な利用や合理的な水利用等、生産性の高いほ場条件を整備することを目的としている。 1.3 事業計画作成の基本 事業計画の策定に当たっては、あらかじめ必要な調査を行い、長期的な見通しの下、地域の自然的・社会経済的な特性を十分考慮の上、基本構想を定め、環境との調和に配慮しつつ、総合的な観点から十分な検討を行わなければならない。 </td> </tr> </tbody> </table>	現行基準	改定 (案)	第 1 章 総論 1.2 基本理念 事業は、地域開発の一環として農業生産及び農村環境の主たる構成要素をなすほ場条件を総合的に整備することにより、農業の生産性の向上を図るとともに、農村環境の保全に資するものであるから、計画は次の基本的考えに基づき樹立することが必要である。 (1) 該当地域において将来予測される営農の形態に適合し、土地及び労働生産性が高い効率的かつ合理的な営農を行い得るものであること。 (2) 農村の環境条件(生産環境及び生活環境)整備の一環として良好な農村環境の形成保全に資するものであること。	第 1 章 総論 1.2 ほ場整備の目的と意義 ほ場整備は、農地等の区画形質の変更を中心に、用水、排水、道路等のほ場条件を総合的に整備するとともに、担い手の育成に資するための農地の利用集積や非農用地を含む土地利用の秩序化を一体的に実施することによって、将来の営農形態に適合した農業機械の効率的な利用や合理的な水利用等、生産性の高いほ場条件を整備することを目的としている。 1.3 事業計画作成の基本 事業計画の策定に当たっては、あらかじめ必要な調査を行い、長期的な見通しの下、地域の自然的・社会経済的な特性を十分考慮の上、基本構想を定め、環境との調和に配慮しつつ、総合的な観点から十分な検討を行わなければならない。
現行基準	改定 (案)							
第 1 章 総論 1.2 基本理念 事業は、地域開発の一環として農業生産及び農村環境の主たる構成要素をなすほ場条件を総合的に整備することにより、農業の生産性の向上を図るとともに、農村環境の保全に資するものであるから、計画は次の基本的考えに基づき樹立することが必要である。 (1) 該当地域において将来予測される営農の形態に適合し、土地及び労働生産性が高い効率的かつ合理的な営農を行い得るものであること。 (2) 農村の環境条件(生産環境及び生活環境)整備の一環として良好な農村環境の形成保全に資するものであること。	第 1 章 総論 1.2 ほ場整備の目的と意義 ほ場整備は、農地等の区画形質の変更を中心に、用水、排水、道路等のほ場条件を総合的に整備するとともに、担い手の育成に資するための農地の利用集積や非農用地を含む土地利用の秩序化を一体的に実施することによって、将来の営農形態に適合した農業機械の効率的な利用や合理的な水利用等、生産性の高いほ場条件を整備することを目的としている。 1.3 事業計画作成の基本 事業計画の策定に当たっては、あらかじめ必要な調査を行い、長期的な見通しの下、地域の自然的・社会経済的な特性を十分考慮の上、基本構想を定め、環境との調和に配慮しつつ、総合的な観点から十分な検討を行わなければならない。							

No.	指摘ページ等	指摘内容の要約	対応方針（案）	備考
	参考資料 - 1 p.14	<p>2.2 概査【解説】</p> <p>3.踏査の記述内容は、ハード面だけの状況を把握する内容になっており、生物調査や生態系調査、景観等に関する内容が盛り込まれていないのではないかと。</p>	<p>・今回の改定では、P.11の「基準の運用」において、概査で明らかにすべき事項として、新たに「生態系・景観等の環境の概要」を位置付けている。また、P.14の「基準及び運用の解説」においては、環境に関する概査は新たな事項であり、別立てにした方が計画作成者にとってわかりやすいという判断の下、従来の概査とは別立てで「農村環境に関する概査」という項目を設けたところである。</p> <p>・なお、ご指摘も踏まえ以下の文を追加する。</p> <p>P.14 解説 4.農村環境に関する概査 「関連資料には、環境との調和に配慮した・・・環境に関する条例等がある。 <u>また、ほ場整備は、農地、用排水路、ため池、農道等を総合的に整備するものであることから、有識者の指導・助言等も踏まえつつ、踏査等を通じて地域の生態系に深く関わる営農や土地利用の状況を把握し、これらと生物の生息・生育状況との関連等も検討していくことが望ましい。</u> <u>なお、農村環境に関する地域住民の意向については、・・・</u>」</p> <p>・さらに、「環境との調和への配慮」に関しては、景観も含め今後技術書の中で詳述していく予定である。</p>	<p>【対応箇所の抜粋】</p> <p>P.14(解説)4.農村環境に関する概査 具体的には、資料の収集、聞き取り調査及び踏査の他に、生物調査や地域住民等へのアンケート調査等を補足的に実施し、地域環境の概況の把握や生物・景観に関する情報等を整理する。</p> <p>なお、関連資料には、環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の制定について（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官通知）に定める田園環境整備マスタープラン（農村環境計画が作成されている時は、当該計画をマスタープランと見なす。）、農村環境計画（農村環境計画策定要綱（平成6年6月23日付け6構改C第398農林水産事務次官通知））等の各種計画、環境に関する条例等がある。</p> <p>また、農村環境に関する地域住民の意向については、・・・</p>

No.	指摘ページ等	指摘内容の要約	対応方針（案）	備考
	参考資料 - 1 p.28	2.3 精査【解説】 6.周辺環境において、鳥獣害や景観の調査に関しても、触れておく必要はないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣害の調査については、P.24 の 2.3 精査の 4.営農及び栽培状況 (6)収量及び被害量において、今回新たに、鳥獣等の被害についても把握するとともに、対策の必要性及び改善の可能性を検討する旨の記載を行っている。 ・ご指摘のあった 2.3 精査の 6.周辺環境においては、ご意見を踏まえ以下の通り修正する。 <p>P.28 解説 6. 周辺環境 「調査に当たっては、調査の対象とする生物の生活史、ネットワーク、ほ場整備との関係、営農形態、<u>鳥獣害の発生状況</u>等を踏まえて調査を実施することが重要である。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観の調査に関する記載については、本年度から来年度にかけ重点的に行っている景観配慮等基準化検討調査の中で検討を進めており、その結果を待って具体的な記載の検討を行う予定。 	【対応箇所の抜粋】 P.24(解説)4.(6)収量及び被害量 また、鳥獣等の被害についても併せて把握し、対策の必要性及び改善の可能性を検討するための基礎資料とする。 P.28(解説)6.周辺環境 調査に当たっては、調査の対象とする生物種の生活史、ネットワーク、ほ場整備との関係、営農形態等を踏まえて調査を実施することが重要である。
	参考資料 - 1 p.42	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全との関係においては、計画の段階では場整備の必要性を十分に把握し、本当に必要な事業かどうかをよく考慮した上で計画策定を行うことが重要である。 ・ミティゲーション 5 原則の中でも、回避を考える必要がある地域もあることから、そのような考え方を記述できないか。 	ご指摘を踏まえ、P.42 解説 3.3 地区の設定 (6)農村環境への配慮に、以下の記述を追記する。 「地区の設定に当たっては、・・・、農村環境へ配慮した上で決定することが望ましい。 <u>特に、田園環境整備マスタープランに環境創造区域が設定されている場合や希少種が生息する区域等においては、事業による影響の回避も含め、ミティゲーション 5 原則に基づく十分な検討が必要な場合もある。</u> 」	【対応箇所の抜粋】 P.42(解説)(6) 農村環境への配慮 地区の設定に当たっては、都道府県及び市町村が作成する田園環境整備マスタープラン等の内容を踏まえ、農村環境へ配慮した上で決定することが望ましい。

No.	指摘ページ等	指摘内容の要約	対応方針(案)	備考
	参考資料 - 1 p.44	3.4.3 農地利用集積計画 具体的な農地利用集積の目標設定の考え方を記述する必要はないか。	解説において、農地の利用集積計画に当たっての考え方や留意点を記載している。その中で、個別地区ごとの目標設定の考え方として、地区ごとの土地利用計画を考慮することや農業経営基盤強化促進法に基づき当該市町村が策定している「農用地の利用の集積に関する目標」を考慮する旨を記載しているところである。	【対応箇所の抜粋】 P.46(解説)3.4.3 集積目標の策定に当たっては、次の2点に留意する。まず第1点は、事業計画における土地利用計画を考慮することである。第2点は、市町村においては農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条に基づいて「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を策定し、当該構想において「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」を策定しており、これを考慮することである。
	参考資料 - 1 p.45	3.4.4 作付体系計画【運用】 「将来的な持続性、その組合せに当たって考慮すべき重要な点は、土地、労力、機械、施設等の利用、地力維持及び危険分散等である。」の文章について、文意が曖昧である。	ご指摘を踏まえ、以下の通り修正する。 <u>「持続的な農業経営を確保する観点から、作物の組合せを検討するに当たって考慮すべき重要な点は、土地、労力、機械、施設等の利用、地力維持及び価格変動等に対する危険分散等である。」</u>	

No.	指摘ページ等	指摘内容の要約	対応方針（案）	備考
	参考資料 - 1 p.61,86	中山間地域の土壌流出対策や、特に急傾斜地において防除用水等が供給しやすいような集水施設に関する記述を追加できないか。	<p>・中山間地域の土壌流出対策については、P.61の基準本文の第3章計画 3.5.5に「農地保全上留意すべき事項」を位置付け、運用及び解説において、傾斜農地における対策について記載している。さらに、技術書においては、地域特性（シラス台地、重粘土地帯、洪積台地、積雪地帯等）を踏まえた対策の考え方等について詳述する予定である。</p> <p>・防除用水等を供給するための集水施設に関しては、P.86の3.8用水計画 1.水利用の自由度において、以下の内容を追記する。</p> <p>「このため、目的に応じた用水量を明らかにすることが大切である。なお、<u>河川水源の確保が著しく困難な島しょ部をはじめ、半島部、山間地域等水源に著しい制約を受ける地区では、受益地区内及びその周辺からの降雨の流出水を積極的に集めて貯留し、手近な水源として利用することも検討することが望ましい。</u>」</p> <p>【対応箇所の抜粋】 P.86(解説)3.8 水利用の自由度 また、作物の水分補給以外に栽培環境の改善、気象災害の防止、管理作業の省力化等の多目的かんがいを導入する場合は、一時的に多量の水を要し、施設容量が大きくなったり、また、水操作が複雑になることから付加的な管理施設を要することがある。このため、目的に応じた用水量を明らかにすることが大切である。</p>	<p>【対応箇所の抜粋】 P.61(運用)3.5.5 農地保全上留意すべき事項 急傾斜地帯や特殊土壌地帯では、農地侵食等の保全対策を講じる必要がある。 P.62(解説) 傾斜農地の場合は特に土壌侵食が起こりやすいので、受食地域では農地保全に対して十分留意しないと、生産力が減退するだけでなく、下流部に土砂の堆積を生じ、排水路等の氾濫の原因にもなる。このような水食防止の対策は、排水路の整備、斜面の保護、ガリ侵食防止施設等の土木的手段が主体となる。しかし、作物の等高線栽培、草生栽培、マルチング、有機物の投入や深耕による土層改良等、営農上の対策によって流出水量の軽減、流速の緩和が図られ、ひいては農地保全整備費の節約、農業経営の改善が期待できる。 また、畑の法面（耕区間に生じる段差の法面を除く。）についても、その侵食及び崩壊がほ場の機能を損なうばかりでなく、重大な災害の原因となる場合があるので、土質、勾配、地下水等を考慮し、適切な法面保護を行う必要がある。法面勾配は、土質条件により異なるが、切土1:1.0、盛土1:1.5とし、法高は農地保全の観点から、極力高い法面が生じない高さ（一般的には5m以内）とする。盛土法面については、ブルドーザによる転圧を行い法面整形を行うが、これに伴う残土が畑面の縦横断勾配に影響するので、基盤整地前に施工しておく。法面に湧水がある場合には、ドレーン、暗きょ等を設置し排水する。植生工は、表面水や風化による崩壊を防ぐもので、張芝工、種子吹付け工等を行うが、地区の土質、地形条件を考慮して施工する。また、在来種の活用等についても考慮することが望ましい。</p>

No.	指摘ページ等	指摘内容の要約	対応方針（案）	備考
	参考資料 - 1 p.81～	流末の排水処理施設に関する記述が追加できないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、以下の通り修正する。 <p>P.82(解説)1.排水路組織</p> <p>「通常のは場からの排水は直接小排水路に受けて幹線排水路へ導き排水河川に放流する。<u>なお、窒素・リン及び土砂の流出が下流に影響を与えることが懸念される場合は、流末の排水処理施設についても検討することが必要である。</u>承水路・集水路の配置、構造及び附帯施設については・・・」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらに、技術書においても、窒素等の流出や沖縄における赤土流出等の課題に対する営農面及び土木面からの対策の考え方について紹介を行う予定である。 	<p>【対応箇所の抜粋】</p> <p>P.82(解説)1.排水路組織</p> <p>農地保全上の整備を伴う場合の排水組織は、承水路 集水路 幹線排水路 流末工（河川）という構成が基本になる。通常のは場からの排水は直接小排水路に受けて幹線排水路へ導き排水河川に放流する。承水路・集水路の配置、構造及び附帯施設については土地改良事業計画設計基準・計画「排水」において定められている方法に準じるものとする。</p>

(2) パブリックコメントで提出された意見とその対応方針(案)

No.	指摘ページ等	提出された意見の要約	対応方針(案)	備考
	参考資料 - 1 P.3,5 (運用)	<p>・事業計画の検討を行うための留意事項として、「将来の営農構想」を追加して頂きたい。</p> <p>つまり、計画時点ではほ場条件に即した作物で計画する場合がほとんどと考えられる。しかし、後に高収益性の作物等に転換したい農家の話を良く耳にするため、以上を踏まえた構想が必要と思われるため。</p> <p>・将来を見据えた植栽の選択と栽培計画を勘案した事業計画及び計画基準の検討が望ましい。</p>	<p>・ご指摘の意見も踏まえ、P.6の「畑のほ場整備の特徴」の1つとして、「ウ. 営農計画の重要性」を位置付けているところである。</p> <p>また、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. P.3の「1.2 ほ場整備の目的と意義」の「基準本文」においては、ほ場整備の目的として、「<u>将来の営農形態に適合した農業機械の効率的な利用や合理的な水利用等、生産性の高いほ場条件を整備することを目的としている。</u>」旨の記載 2. P.4の「1.3 事業計画作成の基本」の「解説」(1)においては、「<u>当該地域において計画・実施される営農形態に適合し、効率的かつ持続的な営農を行い得るほ場条件を整備することが必要</u>」と記載 3. P.25の「2.3 精査」の「運用」5. 農業経営体の意向においては、「<u>地区における将来の営農構想及び事業等を明らかにし、これに即した計画の作成に資するために農家等の意向を調査する。</u>」と記載 4. P.35の「3.2 事業計画作成の手順」の運用において、「<u>まず営農計画を樹立し、これに適応するように区画計画、農道計画、・・・を立てなければならないが、いずれの計画も内容的事項は相互に関連を持っているので、・・・関連事項との関係をよく検討し、・・・計画しなければならない。</u>」と記載しているところであり、ご意見の趣旨については、既に記述されており、現行どおりとしたい。 	<p>【対応箇所の抜粋】</p> <p>P.3(運用)1.3 事業計画作成の基本 2. 事業計画作成上の留意点</p> <p>総合的な観点から事業計画の検討を行うための基本となる留意事項を以下に示す。</p> <p>畑のほ場整備の特徴</p> <p>地域の開発構想や営農条件、農業技術の進歩</p> <p>良好な農村環境の整備</p> <p>施工後のほ場条件の変化への対応</p> <p>P.6(解説)2.(1)畑のほ場整備の特徴</p> <p>ア. 作目の多様性</p> <p>イ. 畑の種類の多様性</p> <p>ウ. <u>営農計画の重要性</u></p> <p><u>栽培する作目が決まらなければ、ほ場の規模や形状、構造等も決まらない。したがって、ほ場整備の前提として、営農計画が非常に重要となる。</u></p> <p>エ. 工事の特殊性</p>

No.	指摘ページ等	提出された意見の要約	対応方針(案)	備考
	参考資料 - 1 P.4 (解説)	<p>・「2.事業計画作成上の留意点(1)畑のほ場整備の特徴」の項目で、新たに「耕作放棄地に対する対応」を頂立てし、「対象地域内に点在する耕作放棄地に対して、地権者の事業参加への意欲、将来の営農計画等が問題となる。」旨の記述を追加して頂きたい。</p>	<p>新たな「食料・農業・農村基本計画」において、耕作放棄の発生防止・解消に向けた施策の充実が位置付けられていることから、耕作放棄地に関する記載を行うこととする。</p> <p>しかしながら、耕作放棄地は畑固有の問題ではないことから、「(1)畑のほ場整備の特徴」に記載するのではなく、p.40の3.3地区の設定「解説」(3)に耕作放棄地の扱いに関する記述があるので、ここにご意見を踏まえ以下の通り追記を行うこととする。</p> <p>・「(3)耕作放棄地の扱い 一般的に、耕作放棄率の高い地区で事業実施の同意を得るのは困難な場合が多い。しかし、耕作放棄地を含めて整備することによって経営が安定できる場合もあるため、<u>農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条に基づき市町村が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」当該耕作放棄地の地権者及び担い手の経営意向を踏まえつつ、検討する必要がある。」</u></p> <p>・上記に加え、概査段階で収集すべき資料(P.12)に「<u>農業経営基盤強化促進基本構想(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第1項)に関する資料</u>」を追加することとする。</p>	<p>【対応箇所の抜粋】 P.40(解説)1.地区の設定において配慮すべき具体的事項 (3)耕作放棄地の扱い 一般的に、耕作放棄率の高い地区で事業実施の同意を得るのは困難な場合が多い。しかし、耕作放棄地を含めて整備することによって経営が安定できる場合もあるため、<u>地区の条件を考慮し、農家の意向を踏まえながら、農地確保についても考慮する必要がある。</u></p> <p>P.12(解説)1.資料の収集 (2)計画関連資料 …… 生態系、景観等の環境に関する資料 文化財の分布に関する資料(教育委員会作成資料等)</p>
	参考資料 - 1 P.22 (解説)	<p>「3.社会経済条件(2)地域農業の概要」の項目で、新たに「耕作放棄地の実態(位置、面積)」、「農産物の流通経路」を追加して頂きたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、それぞれ以下の通り追記する。</p> <p>…… <u>農業産出額の推移</u> <u>耕作放棄地面積</u> <u>農産物の流通実態</u></p>	<p>【対応箇所の抜粋】 P.22(解説)3.社会経済条件 (2)地域農業の概要 …… 農地の標準地価、小作料の標準額、流動化の状況 農業産出額の推移</p>
	参考資料 - 1 P.26,28 (解説)	<p>「5.農家等の意向」に示されている意向調査の具体的事項に、「耕作放棄に至る理由及び今後の対応」を追加して頂きたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「<u>耕作放棄地に対する地権者の意向</u>」を追加することとする。</p>	<p>【対応箇所の抜粋】 P.28(解説)5.農業経営体の意向 …… 農地の流動化対策 農村環境に関する事項</p>

No.	指摘ページ等	提出された意見の要約	対応方針(案)	備考
	参考資料 - 1 P.10 (解説)	<p>「図-2.1.1 一般的な調査手順」において、「概査」の項目に「将来予測」を追加すべきではないか。</p> <p>また、「事業計画の作成」は「事業計画の評価」ではないか。</p>	<p>・ p.14 の 5.基本構想の作成 においては、「概査によって明らかになった事項を基に地区におけるほ場整備の必要性、妥当性を検討し、これと都道府県及び市町村の開発計画、関連農業農村整備事業計画、農業振興地域整備計画等に基づき、その地区の将来の発展方向に即したほ場整備の基本構想を作成する。」と記載しており、「将来予測」は基本構想の段階で検討されるべき事項として位置付けているところである。このため、現行どおりとする。</p> <p>・「事業計画の作成」に関するご指摘については、以下の通り修正することとする。</p> <p>図-2.1.1 「事業計画の作成」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区の確定 ・ 営農計画、区画計画、農道計画、排水計画、用水計画、土層改良計画、農業被害防止計画、換地計画 ・ <u>事業計画の評価</u> 	<p>【対応箇所の抜粋】 P.10(解説)図-2.1.1</p> <p>概査：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存資料の収集 ・ 関係機関・農業経営体等の聞き取り ・ 踏査 <p>事業計画作成の作成：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区の確定 ・ 営農計画、区画計画、農道計画、排水計画、用水計画、土層改良計画、農業被害防止計画、換地計画
	参考資料 - 1 P.17,18 (運用) (解説)	<p>「2.ほ場条件 (3)区画、道路及び水路」において、畑の場合は主題と思われる「区画勾配」の項目を追加すべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のように修正する。</p> <p>「基準の運用」(3) 区画、道路及び水路 区画の規模(大きさ、形状)・<u>勾配</u>、配置、段差の程度等</p> <p>「基準及び運用の解説」(3)区画、道路及び水路 ア. 区画 区画の規模(大きさ、形状)・<u>勾配</u>、区画の配置、段差の程度、・・</p>	<p>【対応箇所の抜粋】 P.17(運用)2.3 精査 2.ほ場条件 (3)区画、道路及び水路 地区及びその周辺において次の事項を調査する。</p> <p>区画の規模(大きさ、形状)、配置、段差の程度等</p> <p>P.18(解説)2.ほ場条件 (3)区画、道路及び水路 現況の区画、道路及び水路の状況は、整備の必要性を判定するとともに区画、道路計画及び換地計画の基本となるものであるから、次の内容の調査を行う。</p> <p>ア. 区画 区画の規模(大きさ、形状)、区画の配置、段差の程度、区画整備状況を調査する。</p>

No.	指摘ページ等	提出された意見の要約	対応方針(案)	備考
	参考資料 - 1 P.35,36,104 (運用) (解説)	<p>計画段階における地区設定、営農計画等全般において経営所得安定大綱にも示されている認定農家、集团的営農組織を中心とした整理がなされており、改定の必要性を理解できる内容となっている。</p> <p>もう少し、第3章の区画計画、農道の配置計画においても、これら(認定農家、集団営農組織への対応)を踏まえた記載があれば利用しやすいのではないかと。</p>	<p>・ご指摘の通り、今回の改定で営農計画等の中で「担い手への農地利用集積」に関する記述の充実を図ったところである。また、この営農計画を踏まえた区画計画、農道計画を樹立することが重要であることから、P.35の「3.2 事業計画作成の手順」の運用において、「まず営農計画を樹立し、これに適應するように区画計画、農道計画、・・・を立てなければならないが、いずれの計画も内容的事項は相互に関連を持っているので、・・・関連事項との関係をよく検討し、・・・計画しなければならない。」を明記するとともに、解説において、個々の営農計画と団地・耕区の大きさ、農道の配置との関係を説明しているところである。</p> <p>・また、P.104の「3.11.3 換地処分に至る業務」においても、換地処分を通じて担い手への集積を行う際の留意点を、区画計画等との関係で詳細に解説しているところである。</p>	<p>【対応箇所の抜粋】 P.35(運用)3.2 事業計画作成の手順 事業計画の作成の手順としては、まず営農計画を樹立し、これに適應するように区画計画、農道計画、排水計画、換地計画及び土地生産性向上対策を立てなければならないが、いずれの計画も内容的事項は相互に関連を持っているので、個々の事項の計画に当たっては、関連事項との関係をよく検討し、全体として生産性が最も高くなるように計画しなければならない。</p> <p>P.38(解説) (1)作付体系計画、(2)農業機械利用計画、(3)生産組織計画、(4)農地利用集積計画</p> <p>P.104,106(解説) (1)農用地の集団化に当たっての基本的考え方、(2)団地の形状等</p>
	参考資料 - 1 P.35,36 (運用) (解説)	<p>・「3.2 事業計画作成の手順」の「運用」において、「事業計画の作成の手順としては、・・・、農道計画、排水計画、・・・」は「農道計画、<u>用水計画</u>、排水計画」ではないかと。</p> <p>・「解説」の「事業計画作成の手順としては、・・・、農道計画、排水計画、・・・」は「農道計画、<u>用水計画</u>、排水計画」ではないかと。</p>	<p>用水計画は、土地生産性向上対策の一つに位置付けているところである。また、基準書では、P.35の「3.2 事業計画作成の手順」において、まず営農計画を樹立し、これに適應するように区画計画、農道計画、排水計画、換地計画及び土地生産性向上対策を立てる旨の記載しており、現行の記述で特に問題はないと判断しているところである。</p>	<p>【対応箇所の抜粋】 P.35(運用)3.2 事業計画作成の手順 事業計画の作成の手順としては、<u>まず営農計画を樹立し、これに適應するように区画計画、農道計画、排水計画、換地計画及び土地生産性向上対策を立てなければならないが、</u>いずれの計画も内容的事項は相互に関連を持っているので、個々の事項の計画に当たっては、関連事項との関係をよく検討し、全体として生産性が最も高くなるように計画しなければならない。</p> <p>P.40(解説)3. 土地生産性向上対策 土地生産性向上対策の具体的な計画としては、<u>用水</u>、土層改良及び農業被害防止計画等がある。個々の地区の条件に応じて必要な計画を立てるが、これら計画と区画、営農の計画は相互関連が大きいので、この点についての検討を行うことが必要である。</p>

No.	指摘ページ等	提出された意見の要約	対応方針(案)	備考
	参考資料 - 1 P.38 (解説)	「3.2 事業計画作成の手順 1.(2) 農業機械利用計画」において、「直接関連する事項は、耕区、道路、排水及び土層改良等の計画である。」とあるが、「道路、用水、排水及び土層改良等」ではないか。	ここで述べている「農業機械利用計画」とは、耕うん、整地、播種、収穫等に使用される農作業用機械の作業効率をできるだけ高くするのに必要な対策の樹立であることから、直接関連する事項は、主として耕区、道路、排水及び土層改良と判断しているところである。	【対応箇所の抜粋】 P.38(解説)(2) 農業機械利用計画 作付計画から、機械施設利用体系が想定されるが、この機械施設利用体系を考慮したほ場整備とする必要がある。直接関連する事項は、耕区、道路、排水及び土層改良等の計画である。 耕区の高さや形状は機械の作業効率ができるだけ高くなるように設定するとともに、道路の構造や配置は利用する機械のタイプも考慮して決定するものとする。
	参考資料 - 1 P.62 (解説)	「3.5.4 耕区の形状等 2.(2) 傾斜と短辺長」において、「・・・、その段差の許容高さ(1~2m程度)と・・・」とあるが、「(草刈等の管理から1~2m程度)」とした方がよい。	ご指摘を踏まえ、以下の通り修正する。 「・・・、その段差の許容高さ(除草作業等の観点から1~2m程度)と・・・」	【対応箇所の抜粋】 P.62(解説)2.(2) 傾斜と短辺長 傾斜の修正を行うと耕区と耕区の間段差が生じるが、その段差の許容高さ(1~2m程度)と修正後の斜度によって短辺長が決まる。
	参考資料 - 1 P.62 (解説)	「3.5.5 農地保全上留意すべき事項」において、「法面勾配は、・・・法高は5m以内とするのが一般的である。」とあるが、内容が不明である。例えば、「極力高い法面が生じないような高さとするのが望ましい」などの表記がよいのではないか。	ご指摘を踏まえ、以下の通り修正する。 「法面勾配は、・・・、切土1:1.0、盛土1:1.5とし、法高は農地保全の観点からは、極力高い法面が生じない高さ(一般的には5m以内)とする。」	【対応箇所の抜粋】 P.62(解説)3.5.5 法面勾配は、土質条件により異なるが、切土1:1.0、盛土1:1.5とし、法高は5m以内とするのが一般的である。

No.	指摘ページ等	提出された意見の要約	対応方針(案)	備考
	参考資料 - 1 P.78 (解説)	<p>・「8.舗装」の項目に、新たに「その他の舗装」として再生材や環境保全型舗装の採用を検討する旨の記述が欲しい。</p> <p>・アスファルト舗装とコンクリート舗装の使い分け及びその考え方について、もう少し解説して頂きたい。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、再生材や環境保全型舗装に関する内容を以下の通り追記する。また、計画作成者がスムーズに関連基準を引用できるよう、併せて以下の通り追記する。</p> <p>「<u>基準及び運用の解説</u>」8.舗装</p> <p>「また、生態系へ配慮する観点からわだち部分のみを舗装する部分舗装や、<u>廃材の適正処理並びに資源の有効利用という観点から舗装廃材を再生利用する再生舗装等があり、詳細については、<u>土地改良事業計画設計基準・設計「農道」技術書「6.8 再生舗装」を参照するものとする。</u></u>」</p> <p>・アスファルト舗装とコンクリート舗装の各々の特徴について、土地改良事業計画設計基準・計画「農道」において詳述している。このため、計画作成者がスムーズに関連基準を引用できるよう、以下の通り修正する。</p> <p>P.78「解説」8.舗装</p> <p>「<u>農道の舗装工種は舗装する材料により次の3種類に分けられ、それぞれの特性は以下ようになる。なお、詳細については、<u>土地改良事業計画設計基準・計画「農道」基準書「3.4.2 農道の構造」を参照するものとする。</u></u>」</p>	<p>【対応箇所の抜粋】 P.78(解説)8.舗装 また、生態系へ配慮する方法としては、わだち部分のみを舗装する部分舗装等がある。</p> <p>【備考】 土地改良事業計画設計基準・計画「農道」 3.4.2 農道の構造(解説)3.舗装 ア.アスファルト舗装 アスファルト舗装は、一般に表層、基層及び路盤から構成される。 一般にコンクリート舗装より工事費が安く、維持補修は容易であるが、維持費は高い傾向にある。交通解法や施工速度の敏速を要求される場合は、一般にアスファルト舗装が有利である。また、交通量の増加に伴い逐次補強することが容易である。基幹の農道、幹線農道、砂塵や車の振動により農産物を損傷させるおそれのある支線農道及び生活道路として利用されている交通の多い支線農道はアスファルト舗装を検討する。 イ.コンクリート舗装 コンクリート舗装は、コンクリート版を表層とする舗装をいい、一般に表層及び路盤から構成される。コンクリート版は剛性を有しており、輪荷重等による曲げ応力に抵抗するので、コンクリート舗装を剛性舗装ともいう。一般にアスファルト舗装より工事費が高く、破損した場合の修理が困難である。従って、以下に掲げるような場合にコンクリート舗装を検討する。 舗装版を他のコンクリート構造物と一体的に施工した方が有利な場合 地形勾配や構造上の条件がアスファルト舗装に適さない場合 アスファルト舗装の施工が困難な場合 特に耐摩耗性が要求される場合 油脂類による路面汚損が予想され、アスファルト舗装が不適当な場合等</p>

No.	指摘ページ等	提出された意見の要約	対応方針（案）	備考
	参考資料 - 1 P.84 (解説)	<p>「3.7.4 排水路の形状及び構造」の項目に、「地区外排水路と流末工の整合」を項立てし、地区外の未整備排水路への接続が必要となる場合は、関係機関との協議、当該排水路との整備水準、整備時期について十分な調整を行うものとする旨の記載をして頂きたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下の通り修正する。 3.7.4の「基準及び運用の解説」に、新たに「4. 地区外排水路と流末工の整合」を項立てする。 4.地区外排水路と流末工の整合 <u>地区外の未整備排水路への接続が必要となる場合は、関係機関との協議、当該排水路との整備水準、整備時期について十分な調整を行うものとする。</u></p>	<p>【対応箇所の抜粋】 P.84(解説)3.7.4 排水路の形状及び構造 1. 排水路組織 2. 排水路の型式 3. 排水路の構造</p>
	参考資料 - 1 P.85,86 (運用及び解説)	<p>ほ場整備との関係で、用水計画の作成に当たって特に留意する事項として、水利用の自由度があげられている。 将来計画を見越しての事業計画は重要だが、新規就農により受益地に隣接するほ場での用水需要、施設栽培の増加による用水需要時間の集中など、施設整備後に対応が必要となる自由度を予測するのは難しい。 ほ場整備計画と関連して、用水計画の自由度として検討すべき事例、事前にチェックすべき事項などは技術書で示されるのでしょうか。</p>	<p>水需要の時間的集中に対応するために設ける自由度の考え方は、計画基準「農業用水(畑)」の技術書に詳述しているが、このことが計画策定者にもわかるように、以下の記述を追加する。</p> <p>「・・・、地区に適應するよう合理的に定めることが大切である。<u>なお、水利用の自由度に関する詳細については、土地改良事業計画設計基準・計画「農業用水(畑)」技術書「23. 配水施設の施設容量と自由度」及び「24. ファームポンド」を参照するものとする。</u></p> <p>また、作物の水分補給以外に・・・」</p>	<p>【対応箇所の抜粋】 (運用)3.8 用水計画 用水計画は土地改良事業計画設計基準・計画「農業用水(畑)」によるが、ほ場整備との関係で特に次のことに留意する。 水利用の自由度 かんがい労力 かんがい方法 (解説)1. 水利用の自由度 用水計画は自由な水利用を前提とすると、新しい作物導入が可能となる場合が多いが、このような作物は概して労働集約的なものが多い。したがって、担い手の意向を踏まえた作付体系計画や機械利用計画等を考慮して、地区に適應するよう合理的に定めることが大切である。 また、作物の水分補給以外に・・・</p>

No.	指摘ページ等	提出された意見の要約	対応方針（案）	備考
	参考資料 - 1 P.86 (解説)	基準本文に新たに、「情報化計画」を位置付け、局地気象情報システムの構築、かんがい施設の観測・自動制御システムの構築等といった情報化を推進することで、営農の効率化、農作業労力の軽減に関する記載をして頂きたい。	P.86の3.8用水計画の「基準及び運用の解説」2.かんがい労力においては、用水組織を計画する上で、かんがい労力を軽減するための留意点について記述している。この部分にご指摘を踏まえ、以下の通り追記する。 2.かんがい労力(3) 「樹園地、野菜畑等における最も省力的なかんがい方法は、埋設定置の集中自動制御方式であるが、・・・、各作物団地の構成に当たっては、この点に大きな配慮を払わなければならない。 <u>また、情報化を推進する観点から、局地気象情報システムの構築についても検討を行うことが必要な場合もある。</u> 」	【対応箇所の抜粋】 P.86(解説)2.かんがい労力 (3) 樹園地、野菜畑等における最も省力的なかんがい方法は、埋設定置の集中自動制御方式であるが、これが成立するためにはある程度のまとまった同一作物団地の形成が必要条件であり、各作物団地の構成に当たっては、この点に大きな配慮を払わなければならない。

No.	指摘ページ等	提出された意見の要約	対応方針（案）	備考
	参考資料 - 1 P.115 (基準)	<p>「工事終了後は、ほ場条件等に変化が生じやすいので、営農指導機関や農家と連絡をとり十分な対策を立てておく必要がある。」とされています。</p> <p>計画時点で予測可能な維持管理について、地域で維持管理すべき内容、管理組織が対応すべき内容、営農指導組織との連携により対応すべき内容、農家の営農努力として対応すべき内容など、管理対応の手法について事例的なもので解説されると、維持管理計画の検討や労力負担、費用負担等の検討がスムーズかと思えます。</p> <p>このため、具体的な対応内容等は、技術書で示されるのでしょうか。</p> <p>農用地の転用を重視するのではなく、安定した生産性を目指したほ場づくりを考える必要がある。</p> <p>また、畑地を肥沃地として適正に維持できるか、耕作放棄地を生まないようにできるかが、今後の課題の一つになるのではないかと考えます。</p>	<p>ご指摘の点は、維持管理計画の策定に当たっての有効な情報になると考えられるので、今後検討を進め技術書に具体的に記述する方向で検討することとしたい。</p> <p>なお、現時点で考えられる内容としては、以下の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地力差の発生については、営農的努力による土づくりが極めて重要であることから、完熟堆肥や地力増進法指定の土壌改良資材を、農作物の種類や土壌診断結果に応じて経年的に投入する旨の記載。 2. 透水性の悪化については、弾丸暗きょや心土破碎など機械的に心土を破碎する旨の記載。 3. 農道の機能低下については、農道、側溝及び法面等のごみや廃棄物等の不法投棄の防止、草刈りや残地活用による植生等の管理等に関する記載。 4. 法面の崩壊については、グリーンベルト・階段法面等の管理、法下の溝の整備、リル・ガリの速やかな修復、危険降雨期の見回り等に関する記載。 	<p>【対応箇所の抜粋】 (基準) 3.15 維持管理</p> <p>工事終了後は、ほ場条件等に変化が生じやすいので、営農指導機関や農業経営体と連絡をとり十分な対策を立てておく必要がある。</p>

No.	指摘ページ等	提出された意見の要約	対応方針（案）	備考
	全体	<p>基準書において、生態系や自然環境への対応についての記述が少ないように思う。施設計画（用排水路、農道）では、単に耐久性や維持管理からコンクリート化するのではなく、生態系や自然環境に配慮した資材の利用等について記述があればと考える。</p>	<p>ご指摘の件については、技術書において具体的に記述する方向で検討することとしたい。</p> <p>なお、現時点で考えられる内容としては、以下の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.水路整備における環境への配慮事項について 2.農道沿いに帯状のグリーンベルトを設置し、動物の移動経路とする検討例 等 <p>また、景観配慮の考え方についても、技術書で詳述していく方向である。</p>	